

2. 排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果

近年、一般廃棄物（ごみ）の排出量は増加及び多様化の一途をたどっており、廃棄物の処理、処分は全地球的規模での社会問題となっています。国としては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）の制定を始めとし、廃棄物処理法の改正及び平成 13 年度より施行された特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という）の制定など行いました。また、平成 15 年度において循環型社会形成推進基本法に基づいた「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、ごみの排出抑制、減量化、再商品化を推進しています。

本市においても、ごみのない清潔で美しい街の環境を実現し、快適な環境づくりを実現するために、ごみの排出抑制、再資源化は中間処理量の軽減や最終処分場の延命化さらにはごみ処理経費の削減に対して非常に重要な要素を持つものとなります。

したがって、本市にて発生する廃棄物を可能な限り資源化することにより処理・処分量を減少させ、限りある資源の有効利用を積極的に推進できるような方策を検討します。

1) ごみの排出抑制における国の方針

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の上位法である循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）に基づき、平成 25 年に第 3 次循環型社会形成推進基本計画（以下「第 3 次循環基本計画」という。）を策定しました。最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、

- ・ リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化
 - ・ 有用金属の回収
 - ・ 安心・安全の取組強化
 - ・ 3 R 国際協力の推進
- 等を新たな政策の柱とします。

(1) 一般廃棄物の減量化

平成 32 年度を目標年度とする廃棄物の減量化の目標量を、平成 12 年度に対し、次のとおりに設定しました。

- ・ 排出量を約 25%削減
- ・ 循環利用率を約 10%から約 17%に増加
- ・ 最終処分量を約 70%削減

(2) 廃棄物処理基本方針

前回変更（平成 22 年）以降、東日本大震災の発生、小型家電リサイクル法 制定等のリサイクル制度の更なる進展、第 3 次循環基本計画の策定等、廃棄物処理を取り巻く情勢は変化していることから、これらを踏まえ、平成 28 年 1 月に基本方針の変更が行なわれました。

- ◇ 計画目標年次：平成 32 年度
- ① 排出量を平成 24 年度比約 12% 削減
- ② 再生利用率を 27% に増加
- ③ 最終処分量を平成 24 年度比約 14% 削減

(3) 第 3 次循環基本計画

平成 15 年 3 月に循環基本法に基づき循環型社会形成推進基本計画が策定され、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項が示されるとともに、循環型社会に向けた具体的な数値目標が設定されました。その後、第 2 次循環基本計画を経て、平成 25 年 5 月に「第 3 次循環基本計画」が策定されました。

- ◇ 計画目標年次：平成 32 年度
- ① 1 人 1 日当たりの事業系を含む一般廃棄物の排出量を
平成 12 年度比で約 25% 減
- ② 家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量を
平成 12 年度比で約 25% 減
- ③ 事業系ごみの総排出量を
平成 12 年度比で約 35% 減

(4) 減量化の方策

① 行政、事業者及び消費者がそれぞれの役割に応じ、廃棄物の排出抑制に努める。

【具体的な方策】

- ・ 使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、リターナブル容器の利用や製品の長寿命化等を図るなど製品の開発・製造段階、流通段階での配慮
- ・ 使い捨て製品の使用の自粛、リターナブル容器を用いた製品の選択、耐久消費財を長く大事に使用等の国民の生活

様式の見直し

- ・ 一般廃棄物に関して従量制による処理手数料の徴収を推進する等の経済的措置の活用
- ・ ごみ減量に関する国民運動を推進するとともに、廃棄物の発生状況に係わる情報の整備・提供

② 減量化に関する各種の法制度を円滑に施行する。

【具体的な各種法制度】

- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・ 再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

③ 減量化をさらに推進するための新たな方策を検討する。

【具体的な方策】

- ・ 国民の役割、事業者の役割として、食品ロスの削減に資する購買行動に努める
- ・ 各種リサイクル制度に基づく広域的取組について積極的に後押しする
- ・ 食品循環資源の再生利用等に関し、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について市町村が定める一般廃棄物処理計画に適切に位置付けるよう努める
- ・ 家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品、使用済小型電子機器等について地域の実情に応じた回収体制の構築等に努める
- ・ 食品循環資源に関し排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、民間事業者の活用も考慮の上、適切な選択肢を設ける
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備の目標として、食品循環資源の再生に係る施設について、食品リサイクル法等に基づき、

食品関連事業者に更なる再生利用の取組が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう処理能力の向上に取り組む

- 各種リサイクル法の下での取組とあわせて、廃棄物処理法に基づく取組が不可欠なもの（食品ロス削減・食品リサイクル推進、家電四品目の義務外品（家電リサイクル法上小売業者による回収義務の対象外となっている廃家電）の取扱いなど）についての取組を推進する
- 市町村が、一般廃棄物の組成を把握した上で適切な処理体制を整備する
- 優良産廃処理業者認定制度の普及、優良産廃処理業者の情報発信や、環境配慮契約の周知を図る
- 産業廃棄物の処理体制に関して、電子マニフェストの普及を図る
- 水銀廃棄物対策に関して、地方公共団体の役割として、水銀廃棄物の回収体制の構築や、住民に対する周知徹底を行うとともに、国の役割として、水銀廃棄物の適正回収促進のためのガイドラインの策定や市町村及び事業者団体等と連携した回収の枠組みの構築を図り、関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深め、その長期的な管理の徹底を図る
- エネルギー源としての廃棄物の有効利用、廃棄物エネルギーの地域での利活用促進、廃棄物焼却施設で回収したエネルギーの地域への還元等を推進する
- 焼却に伴う廃棄物エネルギーの利用を更に推進する観点から、一般廃棄物処理の施設整備に関して、「焼却された一般廃棄物量のうち発電設備が設置された焼却施設で処理されるものの割合」を新たな目標に掲げ、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進する
- 再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理の広域化に加え、廃棄物処理施設と他の静脈系インフラの連携を図る
- 先進的・先導的な廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の進展を図る
- 低炭素社会との統合の観点から、低炭素な再生技術や廃棄物のエネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用について、先進的・先導的な技術開発及び調査研究をより一層推進し、技術開発及び調査研究の推進に当たっ

では、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)」も踏まえ、戦略的に実施する

- ・ 小型家電リサイクルについて、国内や海外の高度な技術を国内の認定事業者間で共有化する等、廃棄物に係る各種の情報を提供するためのシステム等の開発を進める
- ・ 地方公共団体の役割として、災害時の対応を含め、適正な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める等、各主体における人材育成を図っていく
- ・ 都道府県が廃棄物処理の広域化等に関し、管下の市町村等の関係機関との調整の推進に努める

(5) 一般廃棄物の種類ごとの減量化の方策

① 容器包装廃棄物

【具体的な方策】

- ・ 容器包装リサイクル法に基づく再生利用を推進するため、引き続き、分別収集を行う市町村への支援や分別のための表示の検討
- ・ 再商品化施設整備への支援を実施する

② 厨芥類（生ごみ）

【具体的な方策】

- ・ 堆肥、飼料等の再生利用を推進するため、引き続き市町村等への支援を行う
- ・ 排出事業者による再生利用を推進するための促進策を検討する

③ 紙

【具体的な方策】

- ・ 再生利用可能な紙類（新聞古紙、雑誌古紙等）の回収・再生利用をさらに推進する
- ・ 新聞用紙、印刷情報用紙等の古紙利用率の引き上げ等による品種別の古紙利用の確保
- ・ 雑誌原材料の改質による雑誌の紙への再生利用を推進する
- ・ 古紙再生ボード・固形燃料等の紙以外の製品への再生利用を推進する

④ その他

【具体的な方策】

- ・ 家電リサイクル法による特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を推進する
- ・ 家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築する

- ・ 使用済小型電子機器の再生のための回収を推進する
- ・ ごみ焼却施設から排出される焼却灰等の熔融固化等による減量化を図り、発生するスラグ等の利用を推進する
- ・ 市町村が設置した粗大ごみ・不燃ごみ処理施設で金属類等の回収を推進する
- ・ 再生利用が困難な一般廃棄物については、可燃ごみの焼却処理による減量化及び発生した熱の発電等への利用を推進する

2) ごみの排出抑制における新潟県の方針

平成5年3月に定めた「新潟県ごみ減量化指針」の平成12年度における目標を達成するため、県民・事業者・市町村と連携を図り、ごみの減量化とリサイクルの促進に取り組んできましたが、平成7年度に制定された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく市町村の分別収集が開始されたことから、リサイクル目標が早期に達成できる見通しとなりました。

このような状況を踏まえて、新潟県では「ごみ減量化指針」を見直し、平成10年3月に「新潟県ごみ減量化リサイクル行動指針」を定めています。

(1) ごみ減量化・リサイクル行動の基本的方向

① 指針の基本目標

21世紀に向けて県民の英知を結集し、ごみの減量化やリサイクルの一層の促進を図るとともに限られた資源の有効利用に努めるなど、リサイクル型社会づくりを進めるため、「健全で恵み豊かな環境の確保と承継」を基本目標として、県民・事業者総ぐるみでごみ減量化リサイクルに対する取組を推進することとします。

② 行動目標

基本目標を達成するために、次の3つの行動目標を基本として、県民・事業者・行政がそれぞれの立場において積極的にごみの減量化とリサイクルに向けた行動を進めるとともに、相互に協力して県全体のごみ減量化・リサイクルを推進することが必要となります。

「県民・事業者の総参加によるごみの排出量の抑制」
「リサイクルシステムの構築」
「環境に配慮した生産活動や消費行動への転換」

(2) 第2次新潟県資源循環型社会推進計画

新潟県は平成28年3月に新潟県資源循環型社会推進計画を改定し、資源循環型社会を築くために展開すべき施策や指標が示されています。

表3-6-12に具体的な数値目標を示します。

表3-6-12 第2次新潟県資源循環型社会推進計画による廃棄物処理目標値

項目	単位	平成25年度	平成30年度	平成32年度
1人1日当たりのごみ排出量(g)	g/人・日	1,039	980以下	957以下
再生利用率	%	23.2	25.9以上	27.0以上
最終処分量	%	9.8	9.1以下	8.8以下

① 減量化の目標

増加するごみの排出量を抑制するために、既に市町村においては、生ごみ堆肥化（コンポスト）容器の購入助成やごみ処理の有料化、指定袋制の導入などのごみの減量化に取り組んでいるところもありますが、今後は一層の減量化施策に取り組むことが必要となっています。

ごみの減量化を進め、ごみの排出量は平成25年度を実績値として県内総排出量を894トン、平成30年度で803トン以下、平成32年度で772トン以下とする目標を定めています。県民1人1日当たりの排出量とすると平成25年度実績値が1,039g、平成30年度目標値が980g以下、平成32年度には957g以下に減量化することを目標としています。

② 再生利用量の目標

新潟県におけるごみのリサイクル量は、着実に増加してきています。再生利用量については平成25年度実績値が207千トンで、これを平成30年度に208千トン以上、平成32年度も同じく208千トン以上とすることを目標にしています。再生利用率は平成25年度で23.2%ですが、平成30年度では25.9%以上に、平成32年度には27.0%以上に引き上げることを目標としています。

③ 最終処分量の目標

新潟県において最終処分場の確保は困難であり、既存の最終処分場の延命化は現状にあっては極めて重要な問題といえます。

新潟県としては県内における総最終処分量の平成25年度実績88千トン、平成30年度には74千トン以下に、平成32年度には68千トン以下とすることにし、最終処分量は平成25年度

で9.8%を平成30年度では9.1%以下に、平成32年度には8.8%以下に引き下げることを目標としています。

3) ごみの排出抑制における本市の方針

(1) ごみの排出抑制、減量化の目標

本市における排出量は、平成28年度実績で12.9千t、平成43年度には12.2千tのごみが排出される見込みとなります。また、住民一人ひとりが1日で排出するごみの量としては平成28年度実績で858g、平成43年度には889gに増加すると見込まれています。平成26年度における1人1日当たりのごみの排出量は全国平均値で947g(災害廃棄物を除く)、新潟県の平均値で1,033gとなっていますが、本市の推計では1人1日当たりのごみ量が増加傾向にあることから、今後も更なるごみの減量化施策に取り組む必要があります。

本市では市の目指すべき環境像を『市民で守ろう見附の自然深呼吸したくなるまち見附 ここはエコのど真ん中』と定めています。本市は、この深呼吸したくなるまち“見附”を次世代に引き継ぎ、美しく安心して住めるまちづくりを目指すために、平成43年度において予測された住民一人ひとりが1日で排出するごみの量に対しての減量化目標を次のとおりに設定します。

表3-6-13に家庭系ごみの減量化目標率を、表3-6-14に事業系ごみの減量化目標率を示します。

【家庭系ごみの減量化目標】

燃えるごみ：10%

燃えないごみ：10%

粗大ごみ：10%

資源ごみ：0%

【事業系ごみの減量化目標】

燃えるごみ：20%

燃えないごみ：20%

資源ごみ：0%

表 3 - 6 - 13 家庭系ごみの減量化目標率

		燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	資源ごみ
年度別減量化目標	平成29年度	1.0%	1.0%	1.0%	0.0%
	平成30年度	1.0%	1.0%	1.0%	0.0%
	平成31年度	2.0%	2.0%	2.0%	0.0%
	平成32年度	3.0%	3.0%	3.0%	0.0%
	平成33年度	4.0%	4.0%	4.0%	0.0%
	平成34年度	5.0%	5.0%	5.0%	0.0%
	平成35年度	6.0%	6.0%	6.0%	0.0%
	平成36年度	7.0%	7.0%	7.0%	0.0%
	平成37年度	7.0%	7.0%	7.0%	0.0%
	平成38年度	8.0%	8.0%	8.0%	0.0%
	平成39年度	8.0%	8.0%	8.0%	0.0%
	平成40年度	9.0%	9.0%	9.0%	0.0%
	平成41年度	9.0%	9.0%	9.0%	0.0%
	平成42年度	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%
	平成43年度	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%
目標年度における減量化率		10.0%	10.0%	10.0%	0.0%

表 3 - 6 - 14 事業系ごみの減量化目標率

		燃えるごみ	燃えないごみ	資源ごみ
年度別減量化目標	平成29年度	2.0%	2.0%	0.0%
	平成30年度	2.0%	2.0%	0.0%
	平成31年度	4.0%	4.0%	0.0%
	平成32年度	6.0%	6.0%	0.0%
	平成33年度	8.0%	8.0%	0.0%
	平成34年度	10.0%	10.0%	0.0%
	平成35年度	12.0%	12.0%	0.0%
	平成36年度	14.0%	14.0%	0.0%
	平成37年度	14.0%	14.0%	0.0%
	平成38年度	16.0%	16.0%	0.0%
	平成39年度	16.0%	16.0%	0.0%
	平成40年度	18.0%	18.0%	0.0%
	平成41年度	18.0%	18.0%	0.0%
	平成42年度	20.0%	20.0%	0.0%
	平成43年度	20.0%	20.0%	0.0%
目標年度における減量化率		20.0%	20.0%	0.0%

(2)ごみの排出抑制のための方策

ごみ排出抑制における本市の方針である減量化目標を達成するためには、住民、事業者及び行政が、製品の生産・流通・消費というすべての過程において環境保全や再資源化等に配慮していかなければなりません。このような観点から、社会・経済・生活様式を見直しそれぞれの役割と責任を認識することにより、ごみとなるものの発生を各段階で抑制することができると思います。

排出抑制の方法は、住民、事業者及び行政が一体となって、ソフト的、ハード的な部分にわたって協議し、それぞれの役割分担を明確にし、連携して取り組むことが必要となります。

【住民における方策】

住民は、ごみの排出に深く係わっており、商品の購入・消費の段階からごみの排出者としての立場と責任を自覚し、ごみになりにくい商品や再生品を選択したり、資源ごみの分別、リサイクル施策に協力するなど環境に配慮した生活を実践し、積極的にごみの減量化・リサイクルに努めることとします。

[具体的行動]

- ◎ たばこの吸い殻や空缶の投げ捨てをしないなど、公共マナーを守ります。
- ◎ クリーンアップ活動などに積極的に参加します。
- ◎ マイバッグの持参や過剰包装の辞退、生ごみの堆肥化など、ごみの発生抑制に努めます。
- ◎ ごみ出しのルールとマナーを守ります。
- ◎ 所有または管理している土地に、不法投棄されないよう適正な管理に努めます。
- ◎ ごみの分別回収への協力などを通じ資源の再利用についての意識を向上します。
- ◎ 古紙の回収、再生紙の利用を心がけます。
- ◎ せん定枝を排出する場合は、緑のリサイクル事業に参加・協力します。
- ◎ フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用し、不用となった製品の再使用や有効利用に努めます。
- ◎ 故障した場合でも修理して使うなど、耐久消費財の長期使用に努めます。
- ◎ 紙コップなどの使い捨て商品の使用を控え、ガラスびんやプラスチック容器の再使用に努めます。
- ◎ 生ごみは堆肥化して、再利用を図ります。

【事業者における方策】

事業者は、OA化の進展などとともに事業系のごみの排出量が増加傾向にあることから、ごみの排出にあたっては積極的な減量化とリサイクルに努めることとします。

[具体的行動]

- ◎ 事業活動に伴うごみの発生を抑制するため、コピー用紙の使用量抑制や環境配慮型商品の購入などに努めます。
- ◎ 販売店において、レジ袋・紙袋などの容器包装の削減に努めます。
- ◎ 自ら排出した産業廃棄物について、最終処分が終了するまで適切な管理を行います。
- ◎ クリーンアップ活動などに積極的に参加します。
- ◎ ISO14001などの環境マネジメントシステムに基づき、計画的な廃棄物削減に取り組みます。
- ◎ 所有または管理している土地に、不法投棄されないよう適正な管理に努めます。
- ◎ 事業活動に伴う廃棄物の積極的なリサイクルに努めます。
- ◎ 裏紙やミスコピー用紙、使用済みの封筒の再利用を徹底します。
- ◎ 自社製品には、分別方法および資源化方法を表示します。
- ◎ 不用となった事務機器などの再使用を推進します。

【本市における方策】

本市は、ごみ減量化・リサイクル推進対策の推進主体として、住民誰もが資源ごみの分別回収に参加できるような分別収集体制の整備を行うなど、ごみの減量化やリサイクルに向けての積極的な取り組みを実施するように努めることとします。

[具体的行動]

- ① 廃棄物処理計画の推進
 - ◎ 循環型社会構築に向け、ごみ処理施設やし尿処理施設の計画的な整備を図ります。
 - ◎ 最終処分場の延命化を図るため、適切な維持管理に努めます。
 - ◎ 最終処分場の整備を計画的に推進します。
- ② ごみ減量化の推進
 - ◎ 3R(発生抑制・再利用・リサイクル)の啓発活動を推進します。
 - ◎ 生ごみ処理機器補助制度により、家庭における生ごみ

の減量化を推進します。

- ◎ マイバック運動などにより、スーパーのレジ袋削減を推進します。
- ◎ リユース容器の情報提供に努めるとともに、本市が主催するイベント等においてはリユース容器の利用に努めます。
- ③ リユース・リサイクルの促進
 - ◎ 場の提供や広報活動などを通じて、フリーマーケットなどのリサイクル活動を支援します。
 - ◎ 家庭からの生ごみや学校給食残渣などを堆肥化し、有効利用できるシステムの導入について検討します。
 - ◎ 使用済み食用油の有効利用を促進します。
 - ◎ せん定枝のリサイクル事業を継続して推進します。
 - ◎ 分別を徹底し、ごみの資源化を推進します。
- ④ 適正処理の推進
 - ◎ 収集や持込ができないごみの取り扱いについての周知を図ります。
 - ◎ 廃棄物処理業者に対し、適正処理の指導に努めます。
- ⑤ 環境教育・啓発活動による市民意識の向上
 - ◎ ボランティアによる清掃活動などを通じて、環境教育の充実を図ります。
 - ◎ 3R(発生抑制・再利用・リサイクル)の啓発活動を推進します。
- ⑥ 効率的な収集体制の構築
 - ◎ 町内と連携し、ごみステーションの適正な設置や美化対策を推進します。
 - ◎ リサイクル関連法による、資源排出を推進します。
- ⑦ 事業系ごみ減量化の促進
 - ◎ 事業系廃棄物の減量化・資源化への取り組みを促進します。
 - ◎ 事業系ごみの料金体系の見直しを検討します。
- ⑧ 清潔なまちづくりの推進
 - ◎ 市民・事業者と連携し監視に努め、不法投棄・ポイ捨ての防止を推進します。
 - ◎ クリーン作戦などの清掃美化活動を積極的に実施し、清潔で美しいまちづくりに努めます。
 - ◎ 不法投棄多発箇所については、監視を徹底し、不法投棄がしにくい環境づくりに努めます。
 - ◎ 空き家・空き地の適正な管理を所有者等に指導します。
 - ◎ 快適空間づくり事業を通して、市民との協働による美

しいまちづくり活動をする人材を育てます。

(3) 資源化の具体的な施策

資源化率を向上させるため、様々なリサイクル事業を行っています。これらの事業について検証し、発展させていきます。

① 緑のリサイクル事業

家庭から出るせん定された枝木をチップ化したものを雑草が生えないよう庭に敷きつめるなどして利用されています。出来上がったチップは、清掃センターで市民に無料配布します。

② 廃食用油の回収

家庭から出る天ぷら油（廃食用油）は、市内のスーパー等の協力で、回収ボックスを設置し回収を行っています。これらの廃食用油は、軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料（BDF）に生まれ変わります。

③ 雑紙の回収

新聞紙や段ボール、紙パック以外にその他紙製容器包装を分別収集しています。燃やすごみの中には封筒、チラシ、カタログなどの雑紙がまだ多量に含まれています。これらを回収することで、資源化率の向上を図ります。

④ 生ごみ処理施設の整備の検討

生ごみを分別回収し、焼却に頼らず化石燃料を使用しない処理方式について実証実験を通じて検証します。

⑤ 生ごみ処理機器の補助制度の推進

本市では、以下のような生ごみ処理機器の購入世帯に予算の範囲内で補助金を交付しています。今後も補助制度を継続させます。

- ・ コンポスト容器
- ・ EMボカシ容器
- ・ 電動生ごみ処理機

（市役所窓口には、電動生ごみ処理機の見本を展示しています。）

生ごみ処理機器の補助制度を表3-6-15に示します。

表3-6-15 生ごみ処理機器の補助制度

	コンポスト・EMボカシ容器	電動生ごみ処理機
対象者	市内在住で、家庭で利用される世帯	
補助金額	購入額(税込)の半額	購入額(税込)の半額
	上限 3,500 円	上限 30,000 円
個 数	各容器 2 個ずつ	1 台

なお、電動生ごみ処理機の残渣物は、「燃やすごみ」として排出せず、「みつけイングリッシュガーデン」に持ち込み、量に応じて花苗と交換することも進めています。

循環型社会のイメージ

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 何よりも「ごみを出さない」こと ② 使い終わったものでも「繰り返して使う」こと ③ そのまま使えそうなものは「できるだけ資源として使う」こと ④ どうしても使えないごみは「きちんと処分する」こと | <ul style="list-style-type: none"> 《発生抑制、Reduce》 《再利用、Reuse》 《再生利用、Recycle》 《適正処分》 |
|--|--|

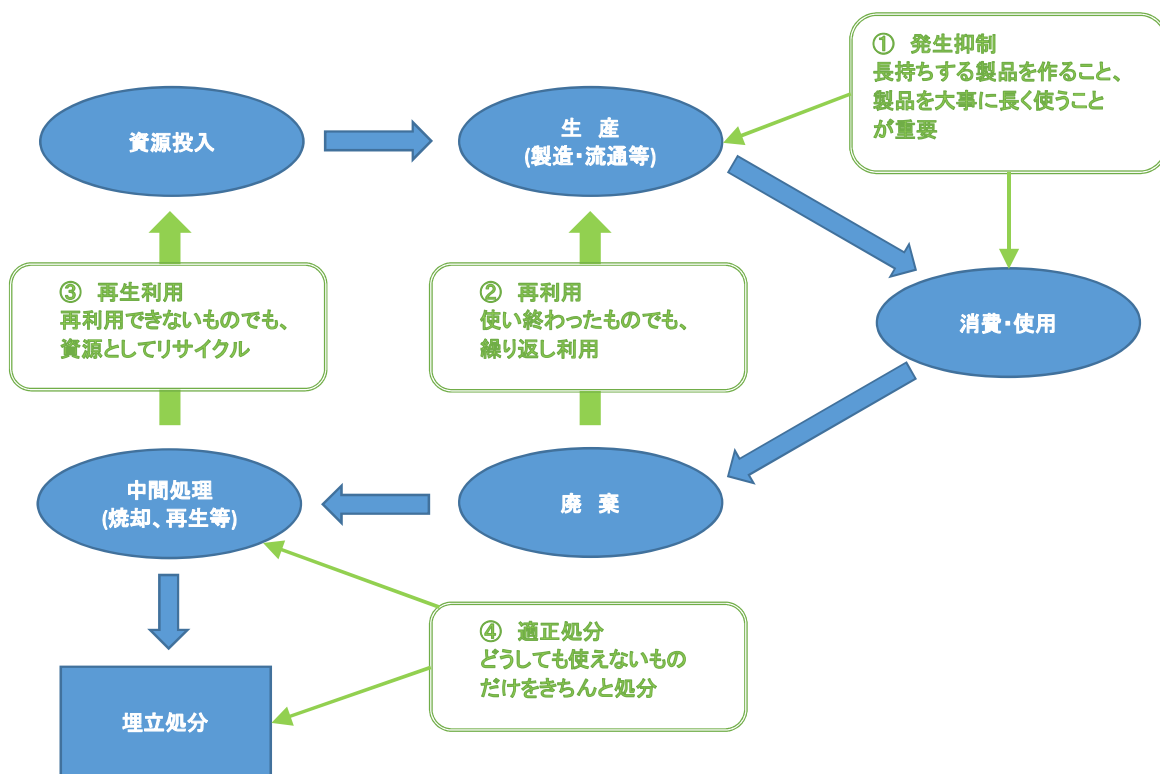


図 3 - 6 - 4 循環型社会のイメージ

3. ごみ減量効果を考慮したごみ排出量

1) ごみ減量効果を考慮した家庭系ごみの排出量

ごみ排出抑制における本市の方針で設定した減量化目標を考慮した収集ごみの排出量を表3-6-16～17及び図3-6-5に示します。

平成28年度における家庭系ごみ排出量は8,380 t/年であります。今後はごみ減量効果を考慮した予測結果より緩やかな減少傾向で推移し、目標年次である平成43年度における収集ごみ排出量は7,479 t/年と予測されます。

表3-6-16 ごみ減量化目標を考慮した家庭系ごみの1日あたり排出量の実績と将来の予測排出量

単位：t/日

		燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計
実績	平成19年度	19.17	0.80	0.31	6.76	27.04
	平成20年度	19.10	0.76	0.32	5.90	26.08
	平成21年度	18.67	0.73	0.36	5.72	25.48
	平成22年度	18.20	0.71	0.32	5.66	24.89
	平成23年度	18.29	0.78	0.34	5.36	24.77
	平成24年度	17.29	0.78	0.35	6.52	24.94
	平成25年度	16.63	0.74	0.42	6.63	24.42
	平成26年度	16.59	0.74	0.39	6.44	24.16
	平成27年度	15.92	0.75	0.41	6.86	23.94
	平成28年度	14.41	0.71	0.39	7.44	22.95
予測	平成29年度	14.66	0.72	0.40	7.38	23.16
	平成30年度	14.25	0.71	0.41	7.61	22.98
	平成31年度	13.70	0.71	0.41	7.83	22.65
	平成32年度	13.17	0.69	0.41	8.04	22.31
	平成33年度	12.66	0.68	0.41	8.28	22.03
	平成34年度	12.17	0.67	0.42	8.51	21.77
	平成35年度	11.69	0.66	0.42	8.72	21.49
	平成36年度	11.23	0.64	0.42	8.98	21.27
	平成37年度	10.91	0.64	0.43	9.20	21.18
	平成38年度	10.49	0.63	0.43	9.43	20.98
	平成39年度	10.18	0.63	0.44	9.68	20.93
	平成40年度	9.78	0.61	0.44	9.91	20.74
	平成41年度	9.49	0.61	0.45	10.14	20.69
	平成42年度	9.12	0.59	0.45	10.37	20.53
	平成43年度	8.86	0.59	0.45	10.61	20.51

表 3 - 6 - 17 ごみ減量化目標を考慮した家庭系ごみの年間排出量の実績と将来の予測排出量

単位：t/年

		燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合 計
実 績	平成19年度	6,995.89	293.60	113.92	2,464.54	9,867.95
	平成20年度	6,970.91	277.58	118.07	2,151.91	9,518.47
	平成21年度	6,814.08	267.63	130.73	2,093.26	9,305.70
	平成22年度	6,641.84	260.10	115.37	2,069.07	9,086.38
	平成23年度	6,675.41	283.71	124.88	1,955.14	9,039.14
	平成24年度	6,312.08	284.26	126.52	2,371.98	9,094.84
	平成25年度	6,071.78	271.37	152.76	2,414.17	8,910.08
	平成26年度	6,055.24	270.55	142.87	2,354.27	8,822.93
	平成27年度	5,811.10	272.63	149.19	2,499.50	8,732.42
	平成28年度	5,259.58	260.33	142.75	2,717.59	8,380.25
予 測	平成29年度	5,350.90	262.80	146.00	2,696.68	8,456.38
	平成30年度	5,201.25	259.15	149.65	2,775.05	8,385.10
	平成31年度	5,000.50	259.15	149.65	2,854.86	8,264.16
	平成32年度	4,807.05	251.85	149.65	2,935.42	8,143.97
	平成33年度	4,620.90	248.20	149.65	3,017.56	8,036.31
	平成34年度	4,442.05	244.55	153.30	3,099.83	7,939.73
	平成35年度	4,266.85	240.90	153.30	3,182.70	7,843.75
	平成36年度	4,098.95	233.60	153.30	3,266.82	7,752.67
	平成37年度	3,982.15	233.60	156.95	3,351.00	7,723.70
	平成38年度	3,828.85	229.95	156.95	3,436.10	7,651.85
	平成39年度	3,715.70	229.95	160.60	3,521.50	7,627.75
	平成40年度	3,569.70	222.65	160.60	3,607.15	7,560.10
	平成41年度	3,463.85	222.65	164.25	3,692.67	7,543.42
	平成42年度	3,328.80	215.35	164.25	3,779.21	7,487.61
	平成43年度	3,233.90	215.35	164.25	3,865.54	7,479.04

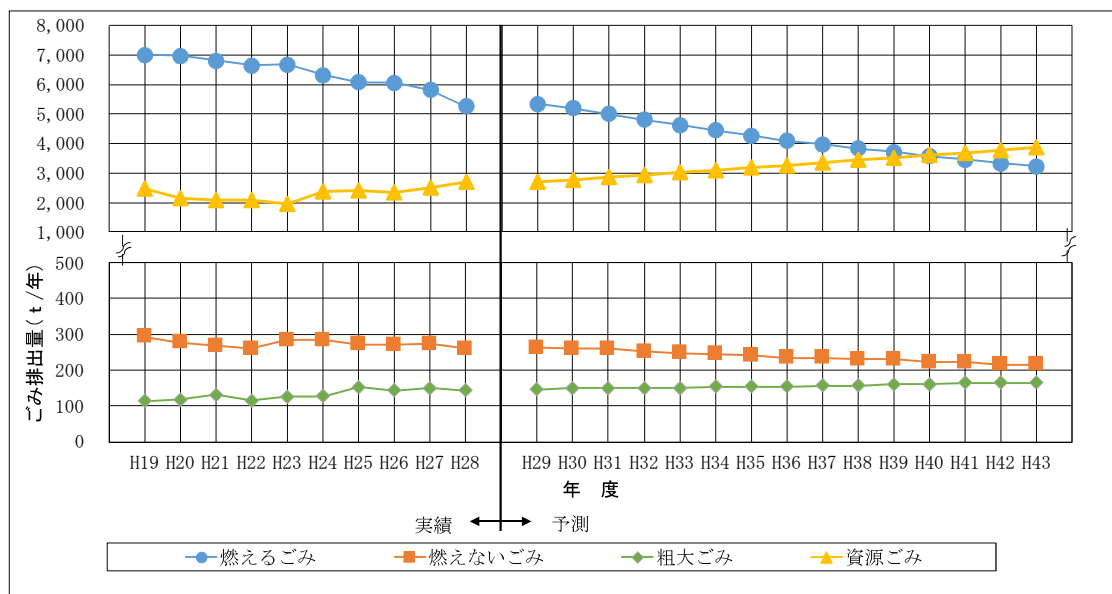


図 3 - 6 - 5 ごみ減量化目標を考慮した家庭系ごみ排出量の実績と将来の予測排出量の推移

2) ごみ減量効果を考慮した事業系ごみの排出量

ごみ排出抑制における本市の方針で設定した減量化目標を考慮した事業系ごみの排出量を表3-6-18~19及び図3-6-6に示します。

平成28年度における事業系ごみ排出量は4,470 t/年であります。今後はごみ減量効果を考慮した予測結果より緩やかな減少傾向で推移し、目標年次である平成43年度における事業系ごみ排出量は3,483 t/年と予測されます。

表3-6-18 ごみ減量化目標を考慮した事業系ごみの1日あたり排出量の実績と将来の予測排出量

単位：t/日

		燃えるごみ	燃えないごみ	資源ごみ (チップ)	合計
実績	平成19年度	12.30	0.36	0.20	12.86
	平成20年度	11.73	0.36	0.25	12.34
	平成21年度	11.38	0.43	0.17	11.98
	平成22年度	10.45	0.52	0.23	11.20
	平成23年度	11.17	0.35	0.19	11.71
	平成24年度	11.68	0.28	0.22	12.18
	平成25年度	11.62	0.29	0.19	12.10
	平成26年度	11.63	0.36	0.21	12.20
	平成27年度	11.71	0.33	0.21	12.25
	平成28年度	11.78	0.28	0.19	12.25
予測	平成29年度	11.33	0.26	0.19	11.78
	平成30年度	11.33	0.25	0.19	11.77
	平成31年度	11.11	0.24	0.19	11.54
	平成32年度	10.88	0.23	0.19	11.30
	平成33年度	10.64	0.22	0.19	11.05
	平成34年度	10.41	0.21	0.19	10.81
	平成35年度	10.18	0.19	0.19	10.56
	平成36年度	9.95	0.18	0.18	10.31
	平成37年度	9.95	0.17	0.18	10.30
	平成38年度	9.72	0.16	0.18	10.06
	平成39年度	9.72	0.15	0.18	10.05
	平成40年度	9.49	0.15	0.18	9.82
	平成41年度	9.49	0.14	0.18	9.81
	平成42年度	9.26	0.13	0.17	9.56
	平成43年度	9.25	0.12	0.17	9.54

表 3 - 6 - 19 ごみ減量化目標を考慮した事業系ごみの年間排出量の実績と将来の予測排出量

単位：t/年

		燃えるごみ	燃えないごみ	資源ごみ (チップ)	合 計
実 績	平成19年度	4,488.14	133.10	74.06	4,695.30
	平成20年度	4,283.09	130.78	92.62	4,506.49
	平成21年度	4,155.49	156.30	60.30	4,372.09
	平成22年度	3,815.72	190.81	83.35	4,089.88
	平成23年度	4,077.26	128.99	69.43	4,275.68
	平成24年度	4,264.75	101.31	78.77	4,444.83
	平成25年度	4,241.03	106.11	69.95	4,417.09
	平成26年度	4,245.07	130.71	77.95	4,453.73
	平成27年度	4,273.63	122.01	75.64	4,471.28
	平成28年度	4,300.78	102.00	67.70	4,470.48
予 測	平成29年度	4,135.45	94.90	71.17	4,301.52
	平成30年度	4,135.45	91.25	70.61	4,297.31
	平成31年度	4,055.15	87.60	70.07	4,212.82
	平成32年度	3,971.20	83.95	69.52	4,124.67
	平成33年度	3,883.60	80.30	68.83	4,032.73
	平成34年度	3,799.65	76.65	68.28	3,944.58
	平成35年度	3,715.70	69.35	67.74	3,852.79
	平成36年度	3,631.75	65.70	67.20	3,764.65
	平成37年度	3,631.75	62.05	66.66	3,760.46
	平成38年度	3,547.80	58.40	65.99	3,672.19
	平成39年度	3,547.80	54.75	65.45	3,668.00
	平成40年度	3,463.85	54.75	64.92	3,583.52
	平成41年度	3,463.85	51.10	64.39	3,579.34
	平成42年度	3,379.90	47.45	63.86	3,491.21
	平成43年度	3,376.25	43.80	63.20	3,483.25

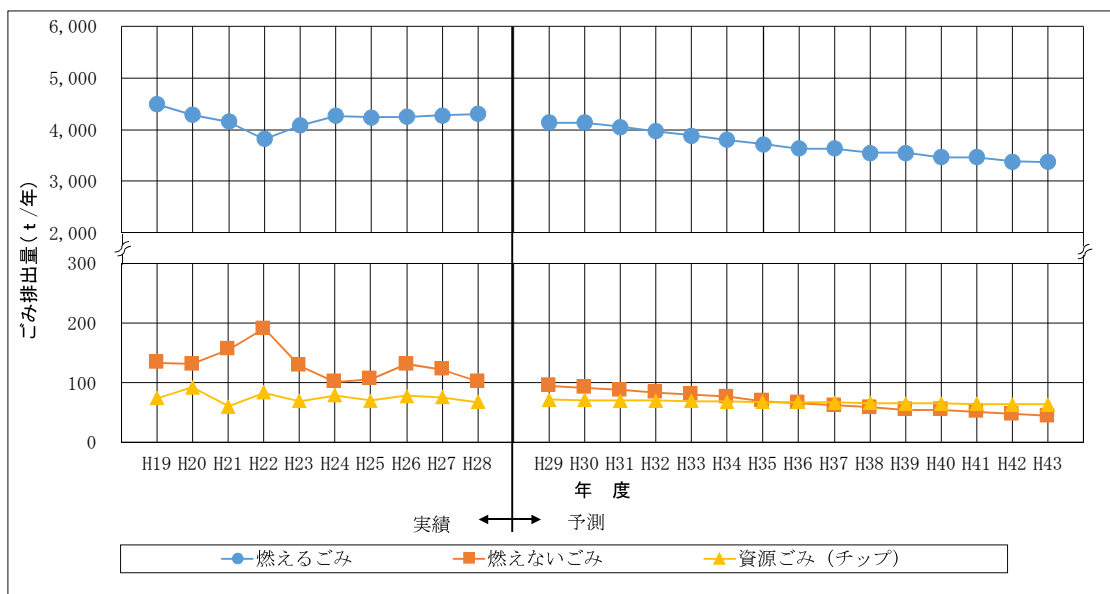


図 3 - 6 - 6 ごみ減量化目標を考慮した事業系ごみ排出量の実績と将来の予測排出量の推移

3) ごみ減量効果を考慮したごみの総排出量

ごみ排出抑制における本市の方針で設定した減量化目標を考慮したごみの排出量を表3-6-20～21及び図3-6-7に示します。

平成28年度におけるごみ排出量は12,851t/年であります。今後はごみ減量効果を考慮した予測結果より緩やかな減少傾向で推移し、目標年次である平成43年度におけるごみ排出量は10,962t/年と予測されます。

表3-6-20 ごみ減量化目標を考慮したごみの1日あたり排出量の実績と将来の予測排出量

単位：t/日

		燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計
実績	平成19年度	31.47	1.16	0.31	6.96	39.90
	平成20年度	30.83	1.12	0.32	6.15	38.42
	平成21年度	30.05	1.16	0.36	5.89	37.46
	平成22年度	28.65	1.23	0.32	5.89	36.09
	平成23年度	29.46	1.13	0.34	5.55	36.48
	平成24年度	28.97	1.06	0.35	6.74	37.12
	平成25年度	28.25	1.03	0.42	6.82	36.52
	平成26年度	28.22	1.10	0.39	6.65	36.36
	平成27年度	27.63	1.08	0.41	7.07	36.19
	平成28年度	26.19	0.99	0.39	7.63	35.20
予測	平成29年度	25.99	0.98	0.40	7.57	34.94
	平成30年度	25.58	0.96	0.41	7.80	34.75
	平成31年度	24.81	0.95	0.41	8.02	34.19
	平成32年度	24.05	0.92	0.41	8.23	33.61
	平成33年度	23.30	0.90	0.41	8.47	33.08
	平成34年度	22.58	0.88	0.42	8.70	32.58
	平成35年度	21.87	0.85	0.42	8.91	32.05
	平成36年度	21.18	0.82	0.42	9.16	31.58
	平成37年度	20.86	0.81	0.43	9.38	31.48
	平成38年度	20.21	0.79	0.43	9.61	31.04
	平成39年度	19.90	0.78	0.44	9.86	30.98
	平成40年度	19.27	0.76	0.44	10.09	30.56
	平成41年度	18.98	0.75	0.45	10.32	30.50
	平成42年度	18.38	0.72	0.45	10.54	30.09
	平成43年度	18.11	0.71	0.45	10.78	30.05

表 3 - 6 - 21 ごみ減量化目標を考慮したごみの年間排出量の実績と将来の予測排出量

単位：t/年

		燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合 計
実 績	平成19年度	11,484.03	426.70	113.92	2,538.60	14,563.25
	平成20年度	11,254.00	408.36	118.07	2,244.53	14,024.96
	平成21年度	10,969.57	423.93	130.73	2,153.56	13,677.79
	平成22年度	10,457.56	450.91	115.37	2,152.42	13,176.26
	平成23年度	10,752.67	412.70	124.88	2,024.57	13,314.82
	平成24年度	10,576.83	385.57	126.52	2,450.75	13,539.67
	平成25年度	10,312.81	377.48	152.76	2,484.12	13,327.17
	平成26年度	10,300.31	401.26	142.87	2,432.22	13,276.66
	平成27年度	10,084.73	394.64	149.19	2,575.14	13,203.70
	平成28年度	9,560.36	362.33	142.75	2,785.29	12,850.73
予 測	平成29年度	9,486.35	357.70	146.00	2,767.85	12,757.90
	平成30年度	9,336.70	350.40	149.65	2,845.66	12,682.41
	平成31年度	9,055.65	346.75	149.65	2,924.93	12,476.98
	平成32年度	8,778.25	335.80	149.65	3,004.94	12,268.64
	平成33年度	8,504.50	328.50	149.65	3,086.39	12,069.04
	平成34年度	8,241.70	321.20	153.30	3,168.11	11,884.31
	平成35年度	7,982.55	310.25	153.30	3,250.44	11,696.54
	平成36年度	7,730.70	299.30	153.30	3,334.02	11,517.32
	平成37年度	7,613.90	295.65	156.95	3,417.66	11,484.16
	平成38年度	7,376.65	288.35	156.95	3,502.09	11,324.04
	平成39年度	7,263.50	284.70	160.60	3,586.95	11,295.75
	平成40年度	7,033.55	277.40	160.60	3,672.07	11,143.62
	平成41年度	6,927.70	273.75	164.25	3,757.06	11,122.76
	平成42年度	6,708.70	262.80	164.25	3,843.07	10,978.82
	平成43年度	6,610.15	259.15	164.25	3,928.74	10,962.29

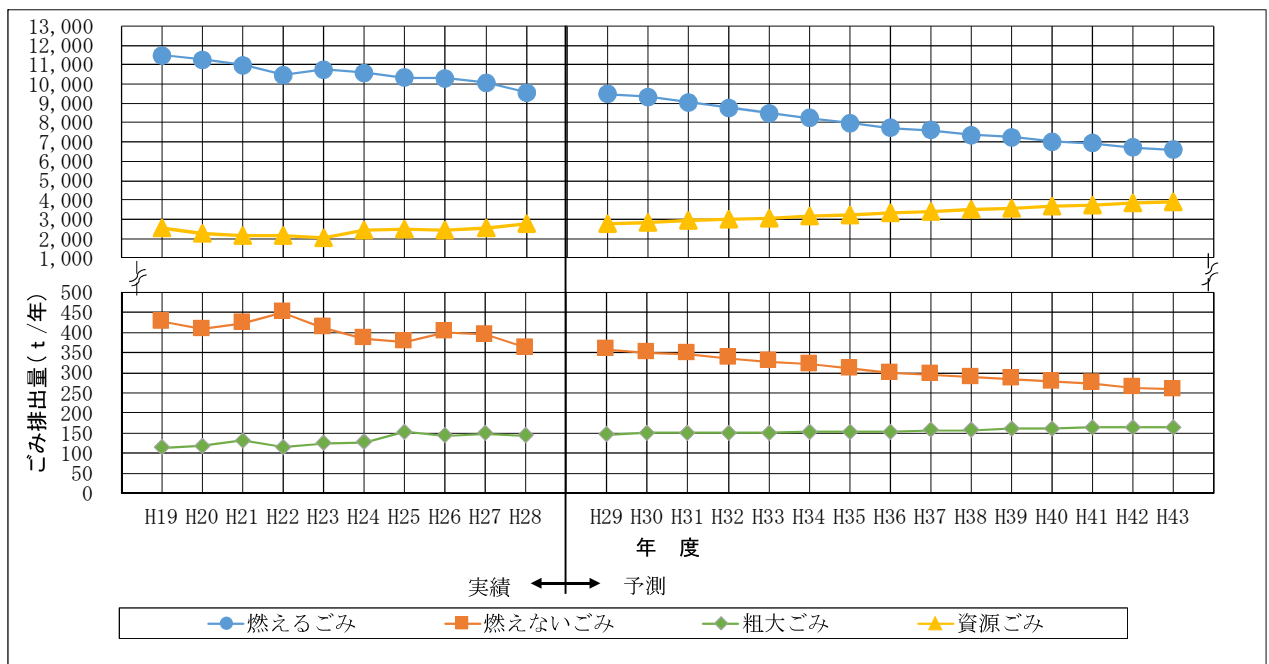


図 3 - 6 - 7 ごみ減量化目標を考慮したごみ排出量の実績と将来の予測排出量の推移